

空港ターミナル跡地地区計画（都市計画決定年月日：平成24年5月30日）

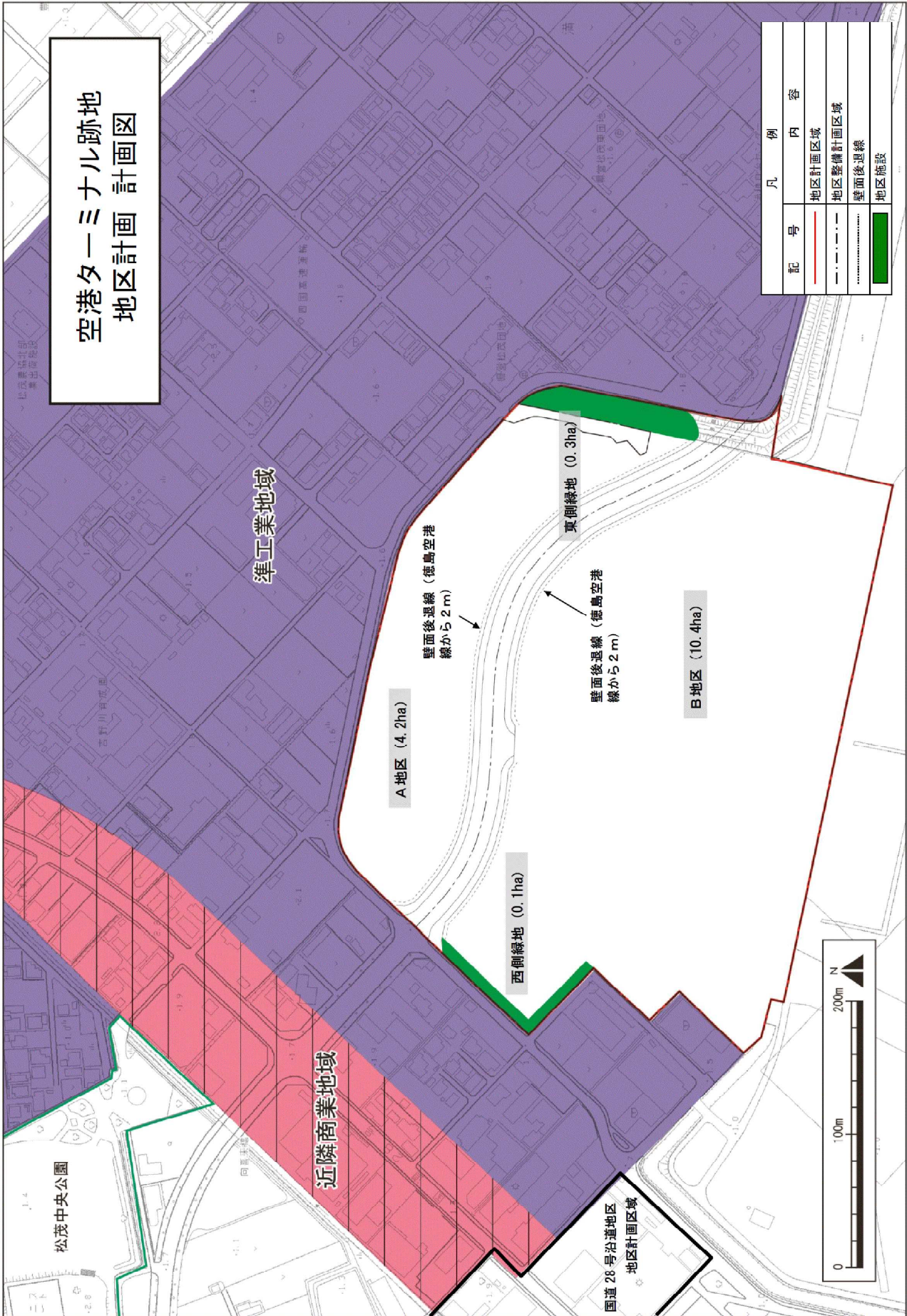
1) 地区計画計画書及び計画図

名 称	空港ターミナル跡地地区計画
位 置	松茂町笹木野、満穂の一部
面 積	約14.8ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、県の玄関口であり町のシンボル施設である徳島阿波おどり空港の敷地に隣接して位置するターミナル跡地であり、今後、地区内を通る県道徳島空港線の整備と併せて、周辺の環境・景観と調和した良好な開発を誘導する地区として位置づけている。</p> <p>また、当地区は、徳島阿波おどり空港をはじめ町内の幹線道路である国道28号に近く、また、神戸淡路鳴門自動車道や四国縦貫自動車道、四国横断自動車道からも近いという広域交通条件に恵まれた地区である。</p> <p>地区周辺の用途地域は準工業地域に指定されており、地区の北側及び東側では住宅と工場とが混在する状況にあるものの、西側では飲食店やサービス施設、自動車関連施設等の工業系施設が集積している。</p> <p>このため、空港や高速道路等の優れた広域交通条件を活用し、商業・業務施設等の立地を適切に誘導し、にぎわいのある拠点の形成を図るとともに、町のシンボルとしてふさわしい都市景観を有した地区の形成を図る。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>A地区－工業・流通系施設、商業系施設、沿道サービス系施設等の立地を誘導する。</p> <p>B地区－公共公益施設の立地を計画的に誘導する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 適正かつ合理的な土地の有効利用を図りつつ、良好な環境の形成のため、建築物の用途の制限を定める。 2. 良好な環境と防災性能の向上を図るため、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の壁面の位置の制限を定める。 3. 適正かつ合理的な土地の有効利用を図るため、建築物の建築面積の最低限度を定める。 4. 良好なまちなみ景観の向上を図るため、壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限、建築物の敷地面積に対する緑化率の最低限度、垣又はさくの構造の制限を定める。

地 区 整 備 計 画	位置	松茂町笹木野、満穂の一部		
	面積	約14.6ha		
	地区施設の 配置及び規模	緑地	名称	面積
			西側緑地	約0.1ha
			東側緑地	約0.3ha
	地区の区分	A地区	B地区	
	地区の面積	約4.2ha	約10.4ha	
	建築物の 用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2(イ)第1号～第3号に掲げるもの 2. 建築基準法別表第2(ロ)第6号に掲げるもの		
	建築物の 敷地面積の 最低限度	2,000㎡		
		ただし、巡査派出所、公衆電話所、その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合には、この限りでない。		
	建築物の 建築面積の 最低限度	500㎡		
		この場合の建築面積は、1敷地内にある用途上不可分と認められる建築物の合計面積とする。		
	建築物の壁面 の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から県道徳島空港線の道路境界線までの距離は2.0m以上とする。		
	建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁及び屋外広告物は、周辺の景観に配慮したものとする。		
建築物の敷地面積 に対する緑化率の最低限度	建築物を新築しようとする場合、建築物の敷地面積に対する緑化率の最低限度は5%とするとともに、敷地周囲については、周囲長の1/2を超える部分を、中高木や植栽等による緑地帯又は植栽帯とする。			
垣又はさくの 構造の制限	道路境界線に面して垣又はさくを設置する場合は、周辺の景観に配慮したものとする。			

「区域は、計画図表示のとおり」

空港ターミナル跡地 地区計画 計画図



記号	凡例	内容
—	地区計画区域	地区計画区域
- - -	地区整備計画区域	地区整備計画区域
— · — · —	壁面後退線	壁面後退線
■	地区施設	地区施設

